



# 栃木県公報

平成30年  
3月28日(水)  
号外  
第19号

## 目次

### 人事委員会

○職員任用に関する規則の一部改正..... 1

## 人事委員会

### 栃木県人事委員会規則第三号

職員任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月二十八日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

### 職員任用に関する規則の一部を改正する規則

職員任用に関する規則（平成二十八年栃木県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一（第六条関係）		別表第一（第六条関係）	
採用試験の種類	区分試験 区分試験の対象となる職	採用試験の種類	区分試験 区分試験の対象となる職
略	略	略	略
職員（社会人対象）採用試験	行政 職員（大学卒業程度）採用試験の区分試験（行政を除く。）の対象とならない、高度の知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	職員（社会人対象）採用試験	
	総合		略
	土木		略
略	略	略	略
別表第二（第八条関係）		別表第二（第八条関係）	
採用試験の種類	区分試験 受験資格	採用試験の種類	区分試験 受験資格
	次に掲げる者		次に掲げる者

職員(大学卒業程度)採用試験

電気	建築	総合 土木	林業	化学	農芸	畜産	農業	化学	略	行政
一 次に掲げる者 試験の公告の日の属する 年度の四月一日における年 齢が二十一歳以上二十九歳 未満の者	一 次に掲げる者 試験の公告の日の属する 年度の三月三十一日まで に大学を卒業する見込み の者 ロ 人事委員会がイに掲げ る者と同等の資格がある と認める者	一 次に掲げる者 試験の公告の日の属する 年度の四月一日における年 齢が二十一歳未満の者で あつて、次に掲げるもの イ 大学を卒業した者及び 試験の公告の日の属する 年度の三月三十一日まで に大学を卒業する見込み の者 ロ 人事委員会がイに掲げ る者と同等の資格がある と認める者	イ 大学を卒業した者及び 試験の公告の日の属する 年度の三月三十一日まで に大学を卒業する見込み の者 ロ 人事委員会がイに掲げ る者と同等の資格がある と認める者	一 試験の公告の日の属する 年度の四月一日における年 齢が二十一歳以上三十二歳 未満の者 二 試験の公告の日の属する 年度の四月一日における年 齢が二十一歳未満の者で あつて、次に掲げるもの	一 試験の公告の日の属する 年度の四月一日における年 齢が二十一歳未満の者で あつて、次に掲げるもの	二 試験の公告の日の属する 年度の四月一日における年 齢が二十一歳未満の者	一 試験の公告の日の属する 年度の四月一日における年 齢が二十一歳以上三十二歳 未満の者	次に掲げる者 一 試験の公告の日の属する 年度の四月一日における年 齢が二十一歳以上三十二歳 未満の者	略	一 第九条第一項の規定によ り公告された当該試験の公 告の日(以下「試験の公告 の日」という。)の属する 年度の四月一日における年 齢が二十一歳以上二十九歳 未満の者 二 略

職員(大学卒業程度)採用試験

行政	警察	水産	心理	機械	電気	建築	土木	総合	林業	化学	農芸	畜産	農業	化学	略	行政
一 次に掲げる者 試験の公告の日の属する 年度の四月一日における年 齢が二十一歳以上三十二歳 未満の者 二 略	ロ 人事委員会がイに掲げ る者と同等の資格がある と認める者	の者	の者	イ 大学を卒業した者及び 試験の公告の日の属する 年度の三月三十一日まで に大学を卒業する見込み の者 ロ 人事委員会がイに掲げ る者と同等の資格がある と認める者	一 試験の公告の日の属する 年度の四月一日における年 齢が二十一歳未満の者で あつて、次に掲げるもの イ 大学を卒業した者及び 試験の公告の日の属する 年度の三月三十一日まで に大学を卒業する見込み の者	一 試験の公告の日の属する 年度の四月一日における年 齢が二十一歳未満の者で あつて、次に掲げるもの イ 大学を卒業した者及び 試験の公告の日の属する 年度の三月三十一日まで に大学を卒業する見込み の者 ロ 人事委員会がイに掲げ る者と同等の資格がある と認める者	二 試験の公告の日の属する 年度の四月一日における年 齢が二十一歳未満の者で あつて、次に掲げるもの イ 大学を卒業した者及び 試験の公告の日の属する 年度の三月三十一日まで に大学を卒業する見込み の者	一 試験の公告の日の属する 年度の四月一日における年 齢が二十一歳以上三十二歳 未満の者 二 試験の公告の日の属する 年度の四月一日における年 齢が二十一歳未満の者	一 試験の公告の日の属する 年度の四月一日における年 齢が二十一歳以上三十二歳 未満の者	次に掲げる者 一 試験の公告の日の属する 年度の四月一日における年 齢が二十一歳以上三十二歳 未満の者	一 試験の公告の日の属する 年度の四月一日における年 齢が二十一歳未満の者	二 試験の公告の日の属する 年度の四月一日における年 齢が二十一歳未満の者	一 試験の公告の日の属する 年度の四月一日における年 齢が二十一歳以上三十二歳 未満の者	次に掲げる者 一 試験の公告の日の属する 年度の四月一日における年 齢が二十一歳以上三十二歳 未満の者	略	一 第九条第一項の規定によ り公告された当該試験の公 告の日(以下「試験の公告 の日」という。)の属する 年度の四月一日における年 齢が二十一歳以上三十二歳 未満の者 二 略

